

協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「広島市域通所サービス連絡協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、広島市域の在宅サービス事業所（通所系）が、事業所相互や行政及び地域における市民の自主的な福祉活動の支援連携体制を確立し、介護サービスに関する情報交換やサービスの質の確保を図り、もって介護保険制度の円滑な実施に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 介護サービスに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 会員相互及び在宅サービス事業所との連携推進に関すること。
- (3) 介護サービスの質の向上に関すること。
- (4) 介護サービスの苦情への対応に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業。

(組織)

- 第4条
1. 各区で構成されるネットワークミーティング等の組織から構成する合議体である。
 2. 協議会の会員は、広島市域において在宅サービスを提供する職員である。
 3. 協議会の会員は、事業所に関わらず職員個人の意思によって参加できるものとする。
 4. 協議会の会員になる為には、入会申込書を提出すること。
 5. 協議会の会員は、名簿作成を了承するものとする。

(役員の数・選出)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 世話役 各地区3名程度
- (4) 監 事 2名
- (5) 会 計 1名
- (6) 顧 問 若干名

第6条 役員を選出は、次の各号により行うものとする。

- (1) 会長・世話役及び会計は、総会において会員の互選により選出する。
- (2) 副会長・監事は会長が指名する。
- (3) 顧問は、推薦等により総会出席の会員過半数により承認する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の委任及び事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 世話役は、協議会の事業、予算・決算、総会等の運営実務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会務・事業及び会計の執行状況を監査する。
- (5) 会計は、協議会の会務・事業に係る会計業務を担当する。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、総会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問の任期は、特に定めない。

(運営)

第10条 協議会に総会及び業務を遂行するための世話役会で組織する事務局を設置する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、「株式会社 まごころサポート」内に置く。

(総会)

- 第12条
1. 総会は年1回会長が召集する。なお、臨時の開催は、会長が必要と認めた場合とする。
 2. 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは議長が決するところによる。
 3. 総会の議長は会長が務める。
 4. 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) 役員選任に関する事項
 - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(世話役会)

第13条 世話役会は、総会の決定事項の実行及び協議会の運営事項等について協議する。

世話役会は会長、副会長と世話役及び必要とする会員で構成する。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(会費)

第15条 会員は、協議会の業務を行うための会費を負担する。

(1) 会費の金額は、別に定めるところにより会員より徴収できるものとする。

(2) 徴収した会費に関しては、会計処理後年度末に報告する。

(個人情報の保護)

第16条 保有する事業所名や会員及び関係者の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ自主的なルールと体制を確立し、以下の個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することに努める。

(1) 事業所や会員及び関係者から個人情報を収集させていただくにあたり、適法かつ公正な手段によって行う。また、収集目的、当協議会の問合せ窓口等の必要事項を明示したうえで、必要な範囲の個人情報を収集を行う。

(2) 個人情報の利用は、収集目的の範囲内で業務の権限を与えられた会員のみが必要な限りにおいて行う。

(3) 原則として、個人情報を第三者に開示、提供および預託をすることはない。ただし、公共的要請により個人情報を第三者に提供する時は、法令上必要な措置を講じる。

また、個人情報を共同利用する場合、守秘契約等によって個人情報保護を義務付け、その他法令上必要な措置を講じる。

(4) 個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等を防止するため、不正アクセス対策、ウイルス対策等の情報セキュリティ対策を行う。

(5) この方針を当協議会の会員、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持していく。

(6) 当協議会は、事業所や会員がご自身の個人情報の開示、訂正等の権利を有していることを確認し、これらの要求に対してご本人であることを確認させていただいた上で、協議会規定に沿って対応する。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、世話役会において協議し、会長がこれを定める。

附則

(施行期日)

1. この規約は、平成22年6月1日から施行する。
2. 本会発足当時の役員の人選は、第5・6条に関わらず任意の代表として選出し、承認されるものとする。
3. 本会発足当時の役員の任期は、第7条の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。